



実態を無視、縮小する05年度雇用予算

大槻 操

<国民負担増と給付減>

2005年度予算案は、今年から実施される税制・制度改悪による負担増と給付減のうえに、さらに本格的な庶民増税という新たな負担増を強いることで、国民生活に大打撃を与える大変な予算案となっています。雇用・労働関係予算も、雇用保険料が今年4月から値上げされ労使で年間2900億円の負担増となります。失業給付は、国庫負担額が4900億円から4260億円へ640億円の減額となり、「負担は増え失業給付は下がる」構図が進みます。05年の雇用保険受給実人員数予測は月平均83.5万人、04年から見ると11.7万人の減で、セーフティネットとしての役割もいっそう弱まります。

<雇用情勢は深刻なのに、予算は大幅減>

04年の年間平均完全失業率は4.7%、完全失業者数は313万人、最悪時からみれば数字の上では若干持ち直しましたが、24歳までの若年者失業率は9.5%で、数字には反映されないフリーターやニートも増加しています。世帯主の失業者は80万人、1年以上仕事に就けない完全失業者も04年7～9月平均で100万人、しかも大企業は「攻めのリストラ」などと新たな人減らしを狙っており、雇用情勢はいまだに深刻です。しかし、今年度の厚生労働省一般予算の雇用対策費を見ると、昨年の5419億円から4780億円へと率で12%、639億円もの大幅な減額で、厚労省発足後最低の予算額となっており、全く労働者対策に冷たい自民・公明政権の姿勢が表れています。

<雇用特別交付金を打ち切る>

加えて、緊急地域雇用創出特別交付金が04年度で打ち切りとなります。同特別交付金事業は不良債権処理、構造改革などの政策による失業者急増を背景に99年に創設、失業者の「つなぎ就労」対策として全自治体規模に5年間で計6300億円が交付され、失業者83万人の臨時的雇用・就労を確保してきました。

失業の深刻さが変わらないもとの打ち切りは、中高年齢者をはじめ失業者を一層苦しめる事になります。

以上、小泉内閣の05年度の雇用対策予算は、その規模・内容と緊急地域雇用創出特別交付金の終了など、過去最悪のものとなっています。

<分野別予算の特徴>

05年の雇用・労働関係予算の中身は、大幅減額にとどまらず、様々な問題が見えてきます。その第1は、若年者雇用対策を重点としてはいるが、施策内容は「青年の意識改革」が中心になっていることです。第2は、本来国が負うべき雇用政策の実施を次々に地方自治体や民間委託に移していることです。第3には、労働者の運動や要求が反映した施策とともに、「働くルール確立」に逆行した緩和策も盛り込まれていることです。

すべて触れる事は出来ませんが、以下、分野別に特徴的な施策を見ていきます。

1、若年者対策は「意識改革」中心

「若年者を中心とした『人間力』強化の推進」の項目では、予算額も前年比51億円増の177億円を計上。政府は昨年から「若者自立挑戦プラン」を実施し、06年度までの3カ年計画で「若年失業者の増加傾向の転換」を目標としています。

政府は若者の就職難について、新規卒卒者の採用減を要因としつつも、若年者の雇用創出という根本問題には触れずに、若者の側の就業意識だけを問題視した施策を打ち出しています。そのメニューは「離職しないように意識形成をはかる」講座など、若者に意識改革を迫るような小手先の対応策が特徴です。主な施策内容を見るとー

○若者自立塾の創設（新規、9.8億円、対象人数1200人）

ニート対策の目玉と位置づけられ、3ヵ月間、20人の合宿形式で、生活訓練・労働体験を行う。民間業者から企画を募り委託し、20ヵ所で実施の予定。宿泊費は参加者負担、一定収入がある場合訓練費も徴収するもので、限定的で一定の余裕がないと参加できない内容です。

○若年者トライアル雇用の拡充(96億円、10億円増)

トライアル雇用(若年者試行雇用事業)は、3ヵ月間の試行雇用に月5万円の賃金助成をする事業で、若年者については対象の8割が常用雇用に移行し効果が高いとして増額されます。対象者数を1万5000人増の6万6000人とし、ハローワークに専門相談員を配置します。実績は2年で6万1000人程度。

○日本版デュアルシステムの拡充 102億円(27億円増)

04年度に開始した日本版デュアルシステム(実務・教育連結型人材育成システム)を6万人(04年度は4万人)に拡充する。内訳は、公共職業訓練活用分で2万9900人、専門学校等民間教育訓練期間活用分で3万人。受付窓口をジョブ・カフェ(若者就職支援センター)にも広げるとしています。

以上、項目は13に及びます。しかし公共職業訓練などは民間委託分は増額しつつも全体では18億円減の221億円としており、正規雇用を望む青年の願いには程遠い規模と内容だと言わざるを得ません。

2、雇用のミスマッチの縮小対策

職業安定局、職業能力開発局の予算では、「雇用のミスマッチの縮小のための雇用対策の推進」は569億円で29億円増です。今回、雇用対策費を、99年以來の各補正予算で計上されてきた緊急雇用創出特別基金(4事業で計3461億円)の使い残し分2390億円(04年3月末時)から回しているのが特徴です。

<雇用対策の主な施策>

○コンテスト方式による雇用創造効果の高い事業に取り組む市町村等への支援(新規)

雇用機会が少ない自治体、地域の企画案を募集・選抜き支援する。対象は65地域を予定し、雇用機会創出、能力開発、情報提供、相談等の事業で、1地域1年1億円を限度とし、2回まで更新可能とする。05年度分費用の65億円は前述の「基金」から支出さ

れる。

○地域が選択した重点産業への雇用創出支援策(新規)

「自治体・地域が選択した重点産業の創業及び雇い入れ」に助成できる「地域重点産業創業助成金」を創設。(創業費用の1/3を助成し、上限は500万。非自発離職者雇入れ助成は1人30万円で上限100名など)予算は「基金」から支出し、10億円を見込む。

○民間委託型の長期失業者の就職支援策 75億円

対象を5000人から8000人に増やし、地域も5県から11県に拡充。民間事業者が就職成功率に応じて報酬を受取る成功報酬型助成金。実績は9ヵ月間で、委託対象者4908人中、セミナー等の支援1853人、実際の紹介就職は53人、定着はゼロだが、事業者には3億9470万円が支払われた。就職者数に比べコストが高いのが実態。

○市町村と共同運営の「地域職業相談室」を各庁舎内等50カ所に設置 7.3億円

○林業就業支援事業、5.2億円(新規)は「緑の雇用事業」(交付金事業)で就労した林業参加者の定着をめざし研修等を行う。対象は2000人で森林組合に委託する。

○生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援 20億円

福祉と職業紹介の両面に詳しい専門支援員を100人配置。就業未経験者等を対象に2～3日のプレ訓練と職業訓練3ヵ月程度を無料(民間委託)で実施。

○未充足求人のフォローアップ、求人サービス充実による就職促進 95億円

未充足求人の3割～5割は請負や派遣だが、今回労働条件明示等の改善を進め、就職を促進する。法違反が多発する請負・派遣業界への抜本的対策は全く見られない。

○市場化テストのモデル事業の実施 5.6億円

キャリア交流プラザ事業、若年者向け就職支援など、5つの事業を公設民営等で行う

「市場化テスト」(官民競争入札制度)を実施。「本格的導入に向けた検討を進め」(小泉総理の所信表明演説)ようとしています。

3、労働基準行政

「安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方

国際・国内動向

の実現を」掲げ、「重大災害を防止し、過重な労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策を行う」としていますが、全体は26億円減額の347億円となっています。交通労働災害防止対策では、過労運転や深夜運転及び睡眠の状況等と安全な運転との関係についての2つの調査（新規、1100万円）を盛込むなど、過重労働防止、メンタルヘルス、石綿対策等の予算は僅かだが増額しました。

○過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進 30億円

メンタルヘルス対策支援事業や産業医への研修（いずれも新規）で事業場・事業場外での相談体制強化を図るとしており、12億円増。

○サービス残業の解消対策1.4億円は、昨年に続き解消月間（11月）のフリーダイヤルの実施等

○労働分野のCSR（企業の社会的責任）支援策の

検討を開始。1000万円

4、その他の施策

① 障害者雇用は障害者トライアル雇用を6000人（1800人増）とし、福祉施設の就労から一般就労への移行支援は6600万円を新規に計上する。

② ホームレス対策は、2億円増の32億円で、新たに「ホームレス就業支援事業」を12億円で実施します。

最後になりますが、今国会提出予定の法案は、労働災害保険法や障害者雇用促進法など、要求・運動に押された改善部分もありますが、年間総労働1800時間への短縮計画を削除する労働時間短縮推進法の改悪や過労死防止策を後退させ労働安全衛生法、労働者派遣を建設分野に解禁する建設労働者雇用改善法改悪を提出する予定です。

（おおつき みさお・日本共産党国会議員団事務局）

公害問題の過去・現在と将来

儀我壮一郎

1. 「公害」とは何か

加藤邦興氏の鋭い指摘にまず注目しよう。

「公害問題についての視点の第一は、加害者と被害者の区別がある。……これにたいして、環境問題とは、人間の社会と自然との関係における問題といえる。……／戦前の足尾鉾毒事件と戦後の水俣病問題は、日本の公害問題における二大典型である。これらの典型を分析することによって得られる公害問題の規定は、『公害は地域ぐるみの人間と環境の収奪であり、人体被害はその結果としての地域社会の破壊の頂点』としてよい」（加藤邦興『日本公害論』青木書店、1977年、25～26ページ）。例えば「薬害」との異同を検討すれば、問題点は明らかとなる。が、ここでは省略する。

公害対策基本法（1967年8月施行、1993年11月廃止）では、事業活動やその他の人の活動にともなう生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭により、人の健康または生活環境に被害が生ずることを「公害」と

と定めていた。この公害対策基本法と自然環境保全法を統合して、1993年に環境基本法が制定された。

「公害」（public nuisance pollution）とは何か。加藤邦興氏はいう。「……公害という表現をやめて、私害という表現を使うべきであるという主張もしばしばなされている。……しかし、公害が『公』の害であるということは、公的な存在である行政が、加害者に奉仕する機能を果たし、ときには被害の拡大を助長することによって加害者の役割を担っているという現実の表現として、一定の根拠と有効性をもつといえる」（『日本公害論』34ページ）。

次の水俣病の実例が示すように、略称の「公害」の主要な加害者は、大企業・政・官・学であり、単純な定義では、不十分とならざるをえない。

2. 水俣病の悲劇からの教訓

食べ物に毒が混入した食中毒の場合の対策は単純である。その食べ物を食べない対策をとればよい。敗戦直後に、静岡県浜名湖のアサリ貝がなぜか有毒化し（病因物質不明）、それを採取して食べた周辺住